

富士の国やまなし観光ネット広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、やまなし観光推進機構広告事業実施要綱及びやまなし観光推進機構広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、富士の国やまなし観光ネット（以下「観光ネット」という。）に掲載するバナー広告の取り扱いについて、必要な事項について定める。

(広告の規格等)

第2条 観光ネットに掲載するバナー広告の掲載位置及び規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 位置 観光ネット中の（社）やまなし観光推進機構（以下「観光推進機構」という。）が指定する場所
- (2) 枠数 仕様書に定める
- (3) 規格 縦 50 ピクセル×横 180 ピクセル、30KB 以下の JPEG もしくは GIF による静止画像

(広告の内容)

第3条 観光ネットに掲載する広告の内容は、掲載基準に基づき判断する。

(広告取扱事業者)

第4条 観光ネットに広告を掲載する枠は、観光推進機構と広告掲載に関する契約を締結した者（以下「広告取扱事業者」という。）に適正な価格で提供するものとする。

- 2 広告取扱事業者は、競争入札若しくは随意契約により選定する。
- 3 競争入札を行うにあたり、必要な事項は観光推進機構が別に定める。

(広告主の募集)

第5条 広告取扱事業者が取り扱う広告枠へ広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の募集は、広告取扱事業者が行う。

(広告掲載の事前協議)

第6条 広告取扱事業者は、観光ネットへの広告掲載を希望する者の広告案及びリンク先を取りまとめ、掲載開始日から起算して 15 日前までに観光推進機構に協議するものとする。

- 2 前項の協議の結果、広告案の修正が必要であると観光推進機構が認める場合は、広告取扱事業者に修正を依頼することができる。広告取扱事業者は正当な理由がない場合は、修正に応じなければならない。

(広告の掲載決定)

第7条 観光推進機構は前条の規定による協議を受理したときは、掲載基準に基づき審査を行い、当該広告掲載の可否を決定する。広告からのリンク先として広告主が指定したホームページの内容についても掲載基準による審査の対象とする。

- 2 広告の掲載にあたっては、地域性、公共性の高い広告を優先させるものとする。

(掲載決定の取り消し)

第8条 観光推進機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条による広告掲載決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 当該広告が掲載基準に合致しなくなったと認められるとき
- (2) その他広告の掲載に支障が生じたとき

2 前項に規定により、広告掲載決定を取り消したときは、契約金額の減額は行わない。また、広告主への保証も行わない。

(掲載の取り下げ)

第9条 広告主は自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を取り下げるときは、広告取扱事業者を通じて書面により観光推進機構に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載が取り下げられた場合、観光推進機構は広告取扱業者が観光推進機構に納入すべき契約金額の減額は行わないものとする。

(バナー広告の掲載中止)

第10条 観光推進機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、バナー広告の掲載を直ちに中止できるものとする。

- (1) 掲載基準に合致しないと判断したとき
- (2) その他、バナー広告の掲載を継続することが適切でないと判断したとき

2 前項の規定により、バナー広告の掲載を中止したときは、当該広告取扱事業者に通知するものとする。

(バナー広告の変更)

第11条 広告取扱事業者は、事業の実施期間内において、広告の内容等を月単位で変更することができる。

2 広告取扱事業者が前項の規定により広告を変更しようとするときは第6条、第7条の規定を準用する。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は第6条第2項の規定を準用する。

(バナー広告のリンク先の変更)

第12条 広告取扱事業者は、広告のリンク先を変更するときは、あらかじめ変更後のリンク先について第7条の規定により審査を行なうとともに、変更しようとする日から起算して10日前までに変更の可否について観光推進機構と協議しなければならない。

(広告取扱業者の責務)

第13条 広告取扱事業者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱事業者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為、

その他不正な行為を行なってはならない。

- 3 広告取扱事業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告取扱事業者の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

- 第14条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、観光推進機構と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

- 第15条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、観光推進機構が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成23年5月11日から施行する。